

7 障福第834号
令和7年12月16日

各関係施設（事業所） 代表者 様

長崎県障害福祉課長
(公印省略)

令和7年度第2回介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修
(特定の者)の開催及び受講申込について

このことについて、下記のとおり研修を開催しますので、受講を希望される場合は別添の資料をご確認いただき、各申込書に必要事項をご記入の上、申し込みいただきますようお願いします。

また、現場演習・実地研修につきましては、指導看護師等が必要ですので各事業所において指導者となるたんの吸引に係る医師、看護師等を確保いただきますようお願いします。

なお、指導看護師等が指導者養成研修未受講の場合には、県へ指導者養成事業の申込調書を提出し、動画及びマニュアルによる自己学習の研修を受講する必要があります。

記

1. 目的 平成24年4月1日に施行された介護職員等によるたんの吸引等の制度化に伴い、居宅及び障害者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とし、研修事業を実施する。

2. 実施主体 長崎県

3. 対象者 特定の者に対してたんの吸引等の行為を行う必要のある介護福祉士、障害福祉サービス事業所及び障害者(児)施設等(医療機関を除く。)で福祉サービスに従事している介護職員、特別支援学校の教員、保育士等(以下「介護職員等」という)で、指導看護師等による基礎演習、実地研修を受講することが可能である者。

4. 開催日程

【基本研修】

令和8年2月4日(水)、5日(木)、6日(金)

基本研修全課程受講者は3日間出席必須、経管栄養のみ受講者は2月5日のみ。

日程の詳細、課程等は「別紙」「別表1」「別表2」をご参照ください。

2日目には筆記試験を実施します。(合格基準があります)

【現場演習・実地研修(基本研修以降)】

指導看護師等により隨時実施(県への事前提出物あり)

5. 開催場所 ながさき看護センター（諫早市永昌町23番3号）

【基本研修】（基本研修）2階看護・介護研修室

（演習）1階看護・介護実習室

【現場演習・実地研修】利用者がいる事業所、居宅等

6. 人 数 基本研修受講者 20名程度

応募者多数の場合には県にて調整させていただく場合があります。

7. 提出物および提出期限

受講申込書

受講にあたっての確認票

指導看護師等就任届出書 注1

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業

（特定の者）申込調書【指導者養成研修未受講者のみ】 注2

実地研修実施計画報告書 注3

喀痰吸引等業務（特定行為業務）の提供に係る同意書

介護職員等喀痰吸引指示書

損害賠償保険証書（写し）注4

から の様式については、県障害福祉課ホームページに掲載。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/shogaisha/kensyu-info/r7-ken-syu/762035.html>

基本研修当日に使用する受講者テキストにつきましては、受講決定通知にて詳細を
ご案内します。

（受講者は各自で印刷及び持参いただく必要があります。）

研修の種類等		提出物	提出期限
基本研修	基本研修受講者（経管栄養のみ受講者を含む）	①（ ）注2	令和8年1月21日（水）
現場演習 実地研修	実地研修の指導看護師等が、養成研修を受講済みの場合	注1	実地研修開始予定日7日前まで
	実地研修の指導看護師等が、養成研修を未受講の場合		実地研修開始予定日14日前まで

注1 指導看護師となる方で、長崎県以外で研修を修了している場合は、修了証等の写しを添付してください。

注2 については、指導看護師等が養成研修（動画・マニュアルによる自己学習）を未受講の場合に提出。自己学習が修了したら県へ報告書（アンケート）を提出 県から報告書受領書が届いたら実地研修で指導が可能となります。

（県において受講修了が確認できないと実地研修の指導行為は出来ません）

注3 は申込時点の予定で作成してください。後日、日程等が変更になった場合は再提出をお願いします。

注4 は実地研修を行う日が、保険期間に含まれる必要があります。保険の更新日の関係で実地研修前に更新となる場合は、新しい保険期間のものを実地研修前に提出してください。

基本研修（講義・シミュレーター演習）は、研修時に全て揃っていなくとも受講可能。

実地研修を行うには、～の書類を全て提出し問題ないか確認する必要があります。

8. 提出方法 メール、郵送、持参

メールで提出する際は、タイトルに研修名を入れてください。

9. 提出および問合せ先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県障害福祉課 自立就労支援班 鴨川 宛

shougaifukusi-jiritusien@pref.nagasaki.lg.jp

(TEL) 095-895-2455 (FAX) 095-823-5082

別紙

日程 (課程については別表 1、2 を参照)

1日目

令和8年2月4日(水)

【基本研修：全課程受講者】

9：10～9：35	受付(2F看護・介護研修室)
9：35～9：40	研修日程等説明、注意事項
9：40～10：20	障害児・者等の地域生活等に関する講義
10：20～11：40	障害児・者等の地域生活等に関する講義
11：40～12：40	休憩
12：40～15：40	たんの吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援、緊急時の対応及び危険防止に関する講義

2日目

令和8年2月5日(木)

【基本研修：全課程受講者 + 経管栄養のみ受講者】

9：10～9：35	受付(2F看護・介護研修室)
9：35～9：40	研修日程等説明、注意事項
9：40～12：40	たんの吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援、緊急時の対応及び危険防止に関する講義

1【全課程受講者】

13：50	2F看護・介護研修室に集合
14：00～14：30	筆記試験(30分 20問 正答率9割で合格)

2【経管栄養のみ受講者】

13：30～16：30	シミュレーター演習(経管栄養に係るもの) (1F看護・介護実習室)
16：50～17：15	筆記試験(15分 10問 正答率9割で合格)

経管栄養のみの受講者が少ない場合は、早まる事がある。

3日目

令和8年2月6日(金)

【全課程受講者】

9：10～9：30	受付(1F看護・介護実習室)
9：30～12：00	シミュレーター演習(たんの吸引、経管栄養に係るもの)
13：00～16：30	シミュレーター演習(たんの吸引、経管栄養に係るもの)

筆記試験において基準を満たさない場合には、追試験を実施。(日程別途通知)

別表1

科目	中項目	時間数
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法と関係法規 ・利用可能な制度 ・重度障害児・者等の地域生活 等 	2
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸について ・呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・人工呼吸器について ・人工呼吸器に係る緊急時対応 ・喀痰吸引概説 ・口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 ・喀痰吸引のリスク・気管カニューレ内部の吸引 ・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・喀痰吸引の点順、留意点等 	3
喀痰吸引に関する演習	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の把握 ・食と排泄(消化)について ・経管栄養概説 ・胃ろう(腸ろう)と経鼻経管栄養 ・経管栄養の手順、留意点 等 	3
喀痰吸引に関する演習	<ul style="list-style-type: none"> ・喀痰吸引(口腔内) ・喀痰吸引(鼻腔内) ・喀痰吸引(気管カニューレ内部) ・経管栄養(胃ろう・腸ろう) ・経管栄養(経鼻) (シミュレーターによる演習) 	1
筆記試験	<p>全過程 30分で四肢折=20問の筆記試験を実施する。 9割以上の者を合格とする。</p> <p>経管栄養 15分で四肢折=10問の筆記試験を実施する。 9割以上の者を合格とする。</p>	0.5 0.25

別表2 現場演習・実地研修

ケアの種類	実施回数
口腔内の喀痰吸引	指導看護師等による評価(所定の判断基準)により、問題ないと判断できるまで実施。
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養	評価を行う際には、利用者の意見を聴取することが可能な場合は、利用者の意見を踏まえた上で評価。
経鼻経管栄養	

指導看護師による評価は、現場演習で1回、実地研修で連続2回
全項目にアの判定をされる必要があります。